

## いわし船びき網漁業

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、愛知県漁業調整規則（昭和26年11月1日県規則第85号）第4条第1項第2号に規定する機船船びき網漁業のうちいわし船びき網漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

#### (1) 漁業種類

いわし船びき網漁業

#### (2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

3隻

#### (3) 船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

#### (4) 推進機関の馬力数

制限措置は定めず許可証に記載された推進機関の馬力数

#### (5) 操業区域

ア 渥美外海

イ 伊勢湾及び三河湾のうち次の(ア)から(カ)の各点を順次結んだ直線及び

(キ)から(ケ)の各点を順次結んだ直線並びに陸岸によって囲まれた海域。ただし、最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域を除く。

(ア) 知多郡美浜町野間埼灯台

(イ) 知多郡美浜町野間埼灯台から270度2,000メートルの点

(ウ) 知多郡美浜町野間埼灯台から292度30分6,650メートルの点

(エ) 知多郡美浜町野間埼灯台から221度10,300メートルの点

(オ) 田原市伊良湖岬灯台から282度30分4,200メートルの点（伊勢湾第3号灯浮標）

(カ) 田原市伊良湖岬灯台

(キ) 田原市立馬埼灯台

(ク) 知多郡南知多町尾張野島灯台

(ケ) 知多郡南知多町羽豆埼突端

#### (6) 漁業時期

伊勢湾及び三河湾にあつては5月1日から翌年2月末日まで、渥美外海にあつては1月1日から12月31日まで

#### (7) 漁業を営む者の資格

次のいずれにも該当する者

ア 県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

イ 規則第4条第1項第3号に規定するしらす機船船びき網漁業の許可又は起業の認可

を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月9日（火）午前8時45分から令和6年8月9日（金）午後5時30分まで

3 備考

(1) この許可の有効期間は、許可の日から令和9年4月30日（金）までとする。

(2) この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

(ア) 渥美外海のうち最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海域。

(イ) 魚礁の周囲150メートル以内の海域。

(ウ) のり等養殖施設の周囲150メートル以内の海域。

イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。

(ア) 網目は50センチメートルにつき80経以上105経以下。

(イ) 袋網の長さは75メートル以下、網口仕立枚数は24枚以下。

ウ 他種漁業の操業を妨げてはならない。

エ 夜間（日没から日の出までをいう。）操業してはならない。）

(3) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和6年7月8日

愛知県知事 大村秀章